

注記

<重要な会計方針>

①有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。

また開始後については、原則として取得原価とし再調達は行わないこととしております。

②有価証券等の評価基準及び評価方法

- ・出資金のうち、市場価格があるものの会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額としております。

- ・出資金のうち、市場価格がないもの出資金額をもって貸借対照表価額としております。

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしております。

③有形固定資産等の減価償却の方法

- ・有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）

定額法を採用しております。

ただし、一部の連結対象会計については定率法によっております。

- ・無形固定資産

定額法を採用しております。

④引当金の計上基準及び算定方法

- ・徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不納欠損率により計上しております。

- ・賞与引当金

翌年度 6 月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

- ・退職給付引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っております。

- ・損失補償引当金地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従っております。

⑤リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております（少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸

借に係る方法に準じて会計処理を行っております)。

⑥資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(3ヶ月以内の短期投資等)を資金の範囲としております。

このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでおります。

⑦その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税込方式によっております。

<追加情報>

①対象範囲

一般会計、特別会計の他、公営企業会計、連結対象団体を含んだ全体を対象とします。

②財務書類の作成基準日は、会計年度末(3月31日)ですが、出納整理期間(4月1日から5月31日)中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としております。(地方自治法 235 条の 5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の 5 月 31 日をもって閉鎖する。」)

④財務書類の表示単位は円単位とします。